

電子レセプトによる請求を行う
保険薬局の皆さまへ

社会保険診療報酬支払基金
北関東地域審査事務センター・審査委員会事務局
埼玉県国民健康保険団体連合会

※必ずお読みください
電子レセプトにおける記録方法のお知らせ

令和4年10月調剤分以降は、電子レセプトによる請求を行う場合、記載要領通知の別表Ⅰにコードが記載されている全ての項目（調剤行為等）について、該当するコードを選択することと定められております。

このため、該当するコードが選択されていない場合、記載要領通知に係る不備により、**原則、『返戻』となります。**

（受付・事務点検ASPチェック※の対象となります。）

ついては、記載事項のある項目（調剤行為等）は、該当するコードを選択の上、レセプト提出いただくよう、ご協力よろしくお願いいたします。

※ オンライン請求を行う保険薬局が、審査支払機関の事務点検プログラムを利用して、事前に記載事項等の不備を確認できる機能

【記載要領通知 令和4年3月25日付け厚生労働省通知保医発0325第1号】

別表Ⅰ 調剤報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧 <一部抜粋>

項番	区分	調剤行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和4年4月1日適用
2	01	薬剤調製料（内服薬）	（配合禁忌等の理由により内服薬を別剤とした場合） 「配合不適等調剤技術上の必要性から個別に調剤した場合」、「内服用固形剤（錠剤、カプセル剤、散剤等）と内服用液剤の場合」、「内服錠、チュアブル錠及び舌下錠等のように服用方法が異なる場合」又は「その他」から最も当てはまる理由をひとつ記載すること。「その他」を選択した場合は、具体的な理由を記載すること。	820100367	薬剤調製料（内服薬）：配合不適等調剤技術上の必要性から個別に調剤した場合	※
				820100368	薬剤調製料（内服薬）：内服用固形剤（錠剤、カプセル剤、散剤等）と内服用液剤の場合	※
				820100369	薬剤調製料（内服薬）：内服錠、チュアブル錠及び舌下錠等のように服用方法が異なる場合	※
				830100001	薬剤調製料（内服薬）：その他理由；*****	※